

保証委託約款

《第1章 一般条項》

第1条（委託の範囲）

- 私（私ども）…債務者または連帯債務者）が株式会社いわぎんクレジットサービス（以下「保証会社」という）に保証委託する保証債務の範囲は、私（私ども）が株式会社岩手銀行（以下「銀行」という）に別に差入れた約定書（契約書・差入書を含む。以下同じ）に基づき、銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務の全額とします。
- 前項の保証内容は、私（私ども）が保証会社および銀行との間に締結している表面記載のローンに係る約定書（契約書・約款・差入書を含む）の各条項によるものとします。
- 連帯保証人は、私の委託を受けて、下記規定を承認のうえ、後記第2条により私が原債務に関し、保証会社に対し現在および将来負担する債務について、銀行に別に差入れた約定書の範囲で、私と連帯して保証債務を負います。

第2条（保証の成立）

私（私ども）が保証会社に委託する保証は、保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が融資を実行したときに成立するものとし、保証会社より保証決定の通知は要しないものとします。

第3条（約定返済の遵守）

私（私ども）が銀行から借入れた借入金については、返済期日に約定どおりの返済を行い、保証会社には一切負担をかけません。また、保証会社の承認なくして返済方法を変更しません。

第4条（被保証債務の督促）

私（私ども）が前条による約定返済を遅滞した場合は、銀行による履行督促に限らず保証会社による履行督促を受けることについても異議を申し述べません。

第5条（代位弁済）

- 私（私ども）が銀行との間に締結した原契約の各条項に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、保証会社は、私（私ども）および担保提供者ならびに連帯保証人に対して事前の通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
- その履行の方法等については、保証会社と銀行間の別途契約に基づいて処理されても異議ありません。
- 私（私ども）および連帯保証人は、保証会社が代位弁済によって取得された権利を行使する場合には、この契約の各条項を適用されることとします。
- 連帯保証人は、被保証債務の弁済を行っても、保証会社に対し、保証会社から代位によって取得した権利は、債務者および連帯債務者と保証会社との取引継続中は、保証会社の同意がなければこれを行いません。もし保証会社の請求があれば、その権利または順位を保証会社に無償で譲渡します。

第6条（保証債務の履行）

私（私ども）および連帯保証人は、保証会社が銀行に保証債務を履行されたときは、銀行に代位して金銭消費貸借契約上の権利を行使されることをあらかじめ認諾するとともに、下記各号に定める金員を保証会社に直ちに支払います。

- 保証会社が銀行に代位弁済した借入残元金・利息・損害金および費用。
- 保証会社が弁済のために要した費用の総額。
- 前各項の金員に対し、保証会社が弁済した翌日から私（私ども）および連帯保証人が債務の履行を完了する日まで、年14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金。
- 保証会社が私（私ども）および連帯保証人に対し、前記各号を請求するために要した費用の総額。

第7条（求償権の事前行使）

- 私（私ども）および連帯保証人に下記事由が生じたときは、第5条の代位弁済前であっても、私（私ども）および連帯保証人に対する通知なしに求償権が発生し、保証会社が銀行に代位弁済すべき債務額（銀行に対する債務元本残額相当額および保証会社へ支払う日までの未払利息、遅延損害金相当額……これを事前求償額という）を直ちに弁済します。
 - 私（私ども）が銀行に対し本件保証に係る債務を期限に履行しなかった場合など、銀行の約定に違反し、あるいは私（私ども）および連帯保証人がこの約款および保証会社との抵当権設定契約の各条項の一つにでも違反したとき。
 - 支払を停止し、または手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - 公租公課について滞納して督促を受けたとき、または保全差押をうけたとき。
 - 仮差押・差押・競売の申請・破産・民事再生手続・会社整理開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算にはいったとき。
 - 私（私ども）が行方不明になったとき。
- 私（私ども）が次の各号の一つにでも該当した場合には、私（私ども）および連帯保証人に対する通知により求償権を行使することができるとし、私（私ども）および連帯保証人は、保証会社の通知により直ちに事前求償額を弁済します。
 - 私（私ども）が銀行に対し本件保証に係る債務の履行を遅滞したとき。
 - 保証会社において、私（私ども）に対する債権保全のため必要と認められる事実が発生したとき。
 - 保証会社の求めによる調査にあたり、不実の申立をしたことが後日判明したとき。

3. 保証会社が前各号により事前求償権を行使する場合には、私（私ども）および連帯保証人は民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。求償権に抵当権を設定した場合でも同様とします。ただし、私（私ども）および連帯保証人が事前求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を履行するものとします。

第7条の2（連帯債務に関する特約）

- 保証会社からの連帯債務者に対する連絡・通知等は、連帯債務者のうちいずれか一方に対してなされれば足り、すべての連帯債務者に対してする必要はないものとします。
- 連帯債務者は、他の連帯債務者の保証会社に対する他の債権をもって相殺はしないものとします。
- 各連帯債務者は、保証会社がその都合によって連帯債務者のうちの一人の債務を免除し、または他の担保もしくは保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 連帯債務者のうちの一人が連帯債務を弁済した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、連帯債務者の一人でも保証会社との取引継続中は、保証会社の同意がなければこれを行いません。

第8条（中止・解約・終了）

1. 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができるものとします。

この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。

- 前項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけません。
- 私（私ども）と銀行との間に借入契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私（私ども）は、保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存はありません。

第9条（保証料・手数料）

- 私（私ども）は、被保証債務の元本額に対する保証会社の定める割合の保証料と、保証会社の定める手数料を保証会社の定める方法により支払います。
- 私（私ども）が被保証債務を繰り上げ返済した場合は、保証会社所定の利率・方法による戻し保証料をお支払い下さい。その場合、繰り上げ償還事務取扱手数料および私（私ども）宛の振込に要する手数料を差し引いて下さい。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 私（私ども）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私（私ども）は、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私（私ども）が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私（私ども）との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社はこの保証委託契約を解約することができるものとします。
- 前項の規定の適用により、私（私ども）に損害が生じた場合にも、保証会社には何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。
- 第3項の場合において、私（私ども）が住所変更の届出を怠る、または私 が銀行もしくは保証会社からの通知を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに解約されたものとします。

第11条（充当の指定）

私（私ども）が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、私（私ども）の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても差し支えありません。

第12条（禁止条項）

私（私ども）および連帯保証人が銀行に対する借入債務の履行を完了するまで、または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまでは、私（私ども）および連帯保証人は、あらかじめ保証会社の書面による承諾を得ないで下記各号に定める行為をしません。

- 建物その他の工作物の新築、増築、改築等本物件の原状を変更する一切の行為をすること。
- 担保差し入れ物件を第三者に譲渡し、またはその占有を第三者に移転（共同使用その他これに類する一切の行為を含む）もしくは第三者のために担保権、用益権等の設定その他の処分をすること。

第13条（求償権の担保）

1. 私（私ども）および担保提供者は、保証会社に対して将来負担することがあるべき求償債務を担保するため、保証会社所定の抵当権設定契約を締結のうえ担保物件に抵当権を設定します。

2. 前項の抵当権については、この約款によるほか抵当権設定契約証書の各条項によるものとします。

3. 提供した担保のほか保証会社において、将来必要と認めて請求されたときは、直ちに別の担保を提供しまたは保証人を立て、その他火災保険、生命保険の契約を要求されたときは、直ちに応諾し実行します。

4. 私（私ども）および連帯保証人は、保証会社に差し入れた担保につき、保証会社において必ずしも法定の実行方法によらず適宜の方法によって、これを処分されても異議ありません。

第14条（連帯保証人）

- 連帯保証人は、この約款ならびに債務者および連帯債務者が別に銀行に対して差し入れた約定書（金銭消費貸借契約証書その他契約書・差入書を含む）の各条項を承認のうえ、債務者および連帯債務者が本契約に基づく保証会社に対して負担する一切の債務について債務者および連帯債務者と連帯して債務履行の責めを負い、保証会社の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除されても異議ありません。
- 連帯保証人が保証会社に対して他に保証している場合には、その保証債務はこの契約によって変更されないものとし、またほかに限度の定めのある保証をする場合には、その保証限度額はこの保証を加えるものとします。連帯保証人が保証会社に対して将来ほかに保証をした場合にも同様とします。
- 連帯保証人においては、債務者および連帯債務者または第三者が提供した抵当権その他一切の担保につき、債務者および連帯債務者または担保提供者より申出のあるときは、連帯保証人の承諾を得ることなくして担保の返還、放棄、解除等、担保消滅に関する行為をされても、何等異議なく後日により、これを理由として自己の責任履行につき免角の申立は一切しません。
- 連帯保証人が銀行に被保証債務を代位弁済しても、保証会社に対しては求

償権を行使しないものとします。

5. 連帯保証人が求償債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、私と保証会社の取引継続中は、保証会社の同意がなければこれを行いません。

第14条の2（履行の請求の効力）

1. 保証会社が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、債務者および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

2. 第1項の規定にかかわらず、債務者が連帯債務者である場合には、保証会社が連帯債務者または連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第15条（免責事項）

私（私ども）および連帯保証人は、保証会社が、証書等の印影を、私（私ども）および連帯保証人の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印章について、偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は、私（私ども）および連帯保証人の負担とし、証書等の記載文書に従って責任を負います。

第16条（通知義務）

- 私（私ども）および連帯保証人がその住所、氏名、勤務先等に変更が生じたとき、または求償権行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに保証会社に対し書面で通知し、保証会社の指示に従います。
- 前項による通知を怠ったために、保証会社からの通知または送付された書類等の延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。
- 第1項の通知を欠きまたは遅滞したことにより生じた損害は、すべて私（私ども）および連帯保証人の負担とします。

第17条（調査協力）

- 私（私ども）および連帯保証人は、私（私ども）が銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまでは、保証会社から求められた説明資料の提出に直ちに応ずるほか、保証会社が求償権の保全または実行のため担保物件に立ち入って調査確認することに協力します。
- 私（私ども）および連帯保証人の財産・経営の内容・業況等について保証会社から請求があったときは、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査または調査に必要な便宜を提供します。

第18条（成年後見人等の届出）

- 私（私ども）および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または私（私ども）の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。
- 私（私ども）および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届け出るものとします。
- 私（私ども）および連帯保証人またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出るものとします。
- 私（私ども）および連帯保証人またはその代理人は、前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
- 前四項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第19条（費用の負担）

私（私ども）および連帯保証人は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用、ならびに第5条によって取得された権利の保全および行使、または担保の保全もしくは処分を要した費用は、すべて負担します。この費用は訴訟費用および弁済し費用を含みます。

第20条（信義則の適用）

この約款に定めない事項については、誠意をもってこれを処理します。

第21条（公正証書の作成）

私（私ども）および連帯保証人は、保証会社の請求あるときは、直ちに公証人に嘱託して、この約款に基づく金銭債務の履行について強制執行認諾条項のある公正証書を作成するため、必要な一切の手続を行います。

第22条（管轄裁判所についての合意）

私（私ども）および連帯保証人は、この契約について紛争が生じた時は、訴訟のいかにかわからず、保証会社本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

《第2章 個人情報の取扱い条項》

第23条（個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意）

- 私（私ども）および連帯保証人（予定者を含む。以下同じ。）は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
 - 保証委託契約申込時や契約成立後に私（私ども）および連帯保証人が届け出た、私（私ども）および連帯保証人の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
 - 保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
 - 本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
 - 本約款に関する私（私ども）および連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私（私ども）および連帯保証人が申告した私（私ども）および連帯保証人の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - 私（私ども）および連帯保証人が提出した、確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項
 - 私（私ども）および連帯保証人または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項
 - 官報に掲載された情報等、公開されている情報
- 私（私ども）は、保証会社が前第1項に基づき収集した個人情報等を、保護措置を講じたうえで銀行に提供し、銀行が表面記載のローンの与信判断及び与信後の管理のために利用することに同意します。

3. 保証会社が加盟する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人情報機関に照会し、私（私ども）および連帯保証人の個人情報登録されている場合には、私（私ども）および連帯保証人の支払能力の調査の目的に限り、それを利用されることに同意します。

4. 私（私ども）および連帯保証人の本約款に関する客観的な取引事実に基づ

く個人情報、保証会社の加盟する個人情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人情報機関および当該機関と提携する個人情報機関の加盟会員により、私（私ども）の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。

- 保証会社が加盟する個人情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
- 保証会社が加盟する個人情報機関が提携する個人情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。
- 保証会社が加盟する個人情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。
- 私（私ども）および連帯保証人は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、その機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

- 私（私ども）および連帯保証人は、保証会社および保証会社が加盟する個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
 - 保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社お客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。
 - 個人情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人情報機関に連絡するものとします。
- 私（私ども）および連帯保証人は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
- 私（私ども）および連帯保証人の個人情報に関するお問合わせや開示・訂正・削除の申出、またはご意見の申し出等は、本約款末尾に記載している保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。
- 本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込をした事実、前第1項、第4項および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されないことがないことに異存ありません。

《第3章 総 則》

第24条（規約の変更）

- 本規約の各条項は、貴社において、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- 前項による本規約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

【保証会社が加盟する個人情報機関の名称、問合せ電話番号、住所、及びホームページアドレス、加盟企業の概要】
株式会社 シー・アイ・シー 電話番号0120-810-414
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階
https://www.cic.co.jp/
（主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報機関）
全国銀行個人情報センター 電話番号03-3214-5020
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
（主に金融機関とその関係機関を会員とする個人情報機関）
株式会社 日本信用情報機構 電話番号0570-055-955
〒101-0042 東京都台東区上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
https://www.jicc.co.jp/
（主に信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社を加盟会員とする個人情報機関）
なお、各個人情報機関の規約、入会資格、入会している企業のリスト等は、各個人情報機関のホームページに記載されております。

登録情報	㈱シー・アイ・シー（C I C）	全国銀行個人情報センター（K S C）	㈱日本信用情報機構（J I C C）
①本規約に係る申込みをした事実	当機関に照会した日から6か月間	当機関利用日から1年を超えない期間	当機関利用日から6か月以内
②本規約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
③債務の支払を遅滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内

【保証会社が加盟する個人情報機関が提携する個人情報機関の名称】
株式会社日本信用情報機構加盟の個人情報機関
【保証会社が加盟する個人情報機関が提携する個人情報機関の加盟会員が利用する情報】
上記「保証会社が加盟する個人情報機関に登録される情報とその期間」の表に記載された項目のうち、「③債務の支払を遅滞した事実」となります。
【個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口】
株式会社いわぎんクレジットサービス（お客様相談室）
〒020-0034 岩手県盛岡市盛岡駅前14番10-301号 電話019-622-2331
以 上